

公文書の誤廃棄または紛失について

1. 事案の概要

令和5年9月から同年10月の間におくやみコーナー(※1)が受付した分のうち、後期高齢者医療制度の葬祭費(※2)の支給に係る申請書類3名分が、申請者からの通報および担当課の調査により、所在不明となっていることが判明しました。

全ての申請書類は、事務所内のキャビネットで常時保管するとともに終業時には施錠しており、作業時においては事務所外へ持ち出すことがないため、確認後不要となった添付書類とともに誤って廃棄した可能性が高いと考えられます。

なお、この間、個人情報の漏洩や不正使用等の発生についての報告はありませんでした。

※1 親族死亡の際に必要な手続きが複数の窓口にもたがることが多いため、各種申請書の作成支援や受付など遺族の負担軽減を図るために市民生活部地域サービス課内に設置した窓口。

※2 被保険者が死亡した場合、葬祭執行者からの申請に基づき50,000円を支給するもの。

2. 経過

・令和5年10月31日(火)

9月1日(金)に、おくやみコーナーにて葬祭費支給申請を済ませた申請者から、振込予定日(10月31日)になっても振込みされていないとの問い合わせがあり、担当課で確認したところ、申請書類が所在不明であることが判明しました。

・令和5年11月2日(木)

9月22日(金)に、おくやみコーナーにて葬祭費支給申請を済ませた申請者から、上記と同様の問い合わせがあり、担当課で確認したところ、申請書類が所在不明であることが判明しました。

・令和5年11月6日(月)～16日(木)

令和5年4月以降に受け付けた、全ての葬祭費支給申請に係る処理状況等を確認したところ、10月12日(木)に受け付けた葬祭費支給に係る申請書類1名分が所在不明であることが判明しました。

3. 対応

それぞれ申請者の方には後期高齢者医療課から連絡し、お詫びするとともに、再度、申請書類をご提出いただきましたので、改めて葬祭費支給に係る事務手続きを進めています。

4. 影響

葬祭費の振込予定が1～2か月遅れることになりました。

5. 事案の発生原因

おくやみコーナーから申請書類を引き継ぐ際の確認が不十分であったことや、確認後不要となった添付書類と、それ以外の必要書類とを分別する際に十分な確認ができていなかったことが発生原因であると考えています。

6. 再発防止対策

おくやみコーナーから申請書類を引き継ぐ際の確認を確実にを行うとともに、確認後不要となった添付書類と、それ以外の必要書類とを分別する際は複数人で確認するよう徹底します。

(問い合わせ)

市民生活部 市民室 地域サービス課 072-841-1356
国民健康保険室 後期高齢者医療課 072-841-1334